

兵庫県公報

令和2年3月13日 金曜日 第90号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 寄附金の収納事務の委託（財政課）	1
○ 令和3年度兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科の入学試験の実施（社会福祉課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	3
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 家畜の検査の実施（畜産課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	6
○ 家畜の予防注射の実施（同）	7
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	7
公 告	
○ 入札公告（管財課）	8
○ 寄附者の顕彰（秘書課）	11
教育委員会告示	
○ 兵庫県指定重要有形文化財の指定	11
○ 兵庫県指定史跡名勝天然記念物の指定	12
○ 有形文化財の登録	12

告 示

兵庫県告示第277号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり寄附金の収納事務を委託した。

令和2年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 収納受託者の所在地及び名称
東京都目黒区青葉台三丁目6番28号
株式会社トラストバンク 代表取締役 川村 憲一
- 2 委託した事務の範囲
インターネットを利用して納付する「ふるさとひょうご寄附金」に係る寄附金歳入
- 3 委託の期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで



兵庫県告示第278号

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）第12条第2項の規定により、令和3年度兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科入学試験を次のとおり実施する。

令和2年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 試験期日、試験科目等

募集人員	修業年限	受験資格	試験期日	試験科目
推薦 20人程度	2年	次の全てに該当する人 1 県内の高等学校又は中等教育学校を令和3年3月卒業見込みで当該学校長が推薦した人及び県内の専修学校高等課程を令和3年3月卒業見込みの人のうち技能連携制度により高等学校卒業資格が付与される見込みで当該学校長が推薦した人 2 調査書の評定平均値が3.0以上の人 3 合格した場合、必ず本学院に入学する人	令和2年10月29日(木) 午前9時45分から	1 小論文 2 面接
一般 (第1回) 10人程度	2年	学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定にあてはまる人 (本学院入学時においてあてはまる見込みの人を含む。)	令和2年11月28日(土) 午前9時45分から	1 小論文 2 面接
一般 (第2回) 10人程度	2年	学校教育法第90条第1項の規定にあてはまる人 (本学院入学時においてあてはまる見込みの人を含む。)	令和3年1月24日(日) 午前9時45分から	1 小論文 2 面接
一般 (第3回) 若干名	2年	学校教育法第90条第1項の規定にあてはまる人 (本学院入学時においてあてはまる見込みの人を含む。)	令和3年3月13日(土) 午前9時45分から	1 小論文 2 面接

2 試験場所

神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科(中山手分校)

3 受験手続

(1) 提出書類

入学願書(兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科において、令和2年5月1日(金)から令和3年3月5日(金)まで配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、下記(4)の受験料(普通為替)を添えて、簡易書留で郵送すること。

(2) 提出期間(いずれも、提出期間最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

区分	提出期間
推薦	令和2年10月1日(木)から同月15日(木)まで
一般(第1回)	令和2年10月30日(金)から同年11月12日(木)まで
一般(第2回)	令和2年12月18日(金)から令和3年1月8日(金)まで
一般(第3回)	令和3年2月12日(金)から同年3月5日(金)まで

(3) 提出先

〒650-0004 神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科(中山手分校)

(4) 受験料

18,000円(普通為替)

4 受験についての問合せ先

兵庫県立総合衛生学院介護福祉学科(中山手分校)

電話 (078) 361-4001



兵庫県告示第279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和2年3月2日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和2年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	大道池地区	令和2年3月13日から 同年4月2日まで	明石市役所



兵庫県告示第280号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を令和2年3月2日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和2年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	奥池下池地区	令和2年3月13日から 同年4月2日まで	相生市役所
同上	入野大池地区	同上	同上



兵庫県告示第281号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、伝達性海綿状脳症の発生状況等を把握するため、家畜の死体の所有者に対し、次のとおり検査を受けることを命ずる。

令和2年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 実施の目的
牛の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
- 2 実施する区域
県内全域
- 3 実施の対象となる牛の死体の種類及び範囲
月齢又は推定月齢が満96箇月以上で死亡した牛の死体、又は満48箇月以上で歩行困難や起立不能を呈して死亡した牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第2項ただし書に

西脇市、宝塚市、小野市、三田市、丹波篠山市、養父市、南あわじ市（平成17年1月10日において三原郡西淡町であった区域）、朝来市、淡路市、加東市、多可郡多可町、神崎郡市川町及び同郡福崎町。ただし、共進会の出品候補牛及び家畜防疫員が検査を必要と認めた牛については、県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼養している牛。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 家畜防疫員が検査を不相当と認めたもの

イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に検査を受けている旨の証明書を有するもの

(4) 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 予備的抗体検出法

イ リアルタイムPCR法

ウ ヨーニン検査

エ 疫学的検査

オ 臨床検査

カ 細菌検査

4 搾乳の用以外の用に供する牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛

イ 県域を越えて往復して移動する牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

ウ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛の母牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

エ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた牛

(4) 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 予備的抗体検出法

イ リアルタイムPCR法

ウ ヨーニン検査

エ 疫学的検査

オ 臨床検査

カ 細菌検査

5 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査

(1) 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生を予防するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を採取し、又は採取しようとする目的で飼養している鶏のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた鶏

(4) 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア 急速凝集反応検査

イ 疫学的検査

- ウ 臨床検査
- エ 細菌検査
- 6 県外に移動する蜜蜂の腐蝕病検査
 - (1) 実施の目的
 - 蜜蜂の腐蝕病の発生を予防するため
 - (2) 実施する区域
 - 県内全域
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 県域を越えて移動する蜜蜂
 - (4) 実施の期日
 - 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
 - (5) 検査の方法
 - ア 肉眼的検査
 - イ 脱脂乳による検査
 - ウ 細菌検査



兵庫県告示第283号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予察のため、家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

令和2年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査
 - (1) 実施の目的
 - 家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため
 - (2) 実施する区域
 - 県内全域
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 原則として100羽以上(だちょうの場合は10羽以上)飼養する家きん農場で飼養している家きんのうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん
 - イ その他家畜防疫員が検査を必要と認めた家きん
 - (4) 実施の期日
 - 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
 - (5) 検査の方法
 - ア エライザ法
 - イ ウイルス分離検査
 - ウ 寒天ゲル内沈降反応検査
 - エ その他必要な検査
- 2 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査
 - (1) 実施の目的
 - 次の家畜の監視伝染病の発生を予察するため
 - ア アカバネ病
 - イ チュウザン病
 - ウ アイノウイルス感染症
 - エ イバラキ病
 - オ 牛流行熱
 - (2) 実施する区域
 - 県内全域
 - (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 未越夏牛のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた牛(おおむね60頭)
 - (4) 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(5) 検査の方法

マイクロプレート法による中和試験

3 豚の豚熱及びアフリカ豚熱検査

(1) 実施の目的

豚の豚熱及びアフリカ豚熱の発生を予察するため

(2) 実施する区域

県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

農場で飼養している豚のうち、家畜防疫員が検査を必要と認めた豚

(4) 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(5) 検査の方法

ア エライザ法

イ その他必要な検査



兵庫県告示第284号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、家畜の監視伝染病の発生予防のため、家畜の所有者に対し、次のとおり予防注射を受けることを命ずる。

令和2年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 実施の目的

牛の炭疽の発生を予防するため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 家畜防疫員が注射を不相当と認めたもの

イ 共進会の出品候補牛のうち、兵庫県が定める期間内に注射を受けている旨の証明書を有するもの

(2) その他家畜防疫員が注射を必要と認めた牛

4 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

5 注射の方法

炭疽予防液の皮下注射



兵庫県告示第285号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和2年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

3.4.31号 神戸三田線

3 事業施行期間

平成18年8月18日から令和4年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

- 変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年3月13日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 業務件名及び数量

兵庫県庁第1号館、別館、第2号館、西館、第3号館、議場、公館、下身手分室及び災害対策センター
清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和2年6月1日（月）から令和5年3月31日（金）まで

(4) 履行場所

兵庫県庁第1号館、別館、第2号館、西館、第3号館、議場、公館、下身手分室及び災害対策センター

(5) 入札方法

ア 上記(1)の業務件名について入札に付する。落札者の決定は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札（総合評価落札方式〔障害者雇用等配慮型〕）により行うものとし、入札参加者は、入札説明書に定める障害者雇用等への配慮に係る資料を一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）とともに提出しなければならない。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局管理課 電話（078）341-7711 内線4938

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 申込書の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づき、登録建築物清掃業又は登録建築物環境衛生総合管理業のいずれかの登録をしている者。ただし、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を履行場所の建築物環境衛生管理技術者として選任し、神戸市長へ届出できる者であること。

なお、契約年度途中に上記登録の登録有効期限が切れる場合は、申込者において必要となる登録更新手続を行うことを条件とする。

(6) 一契約の請負床面積が34,000平方メートル以上となる同種の清掃業務を過去2年間に12箇月以上継続して履行した実績がある者であること。

(7) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団

及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課 担当 山内
電話 (078) 341-7711 内線2547

- (2) 入札説明書の交付期間

令和2年3月13日(金)から同月27日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間

令和2年3月13日(金)から同月27日(金)まで(県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (4) 入札・開札の日時及び場所

令和2年4月24日(金)午前11時 兵庫県庁西館 1階小入札室

- (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和2年4月22日(水)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年4月22日(水)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に入札説明書で示した建物清掃が実施できることを証明する書類及び障害者雇用等への配慮に係る資料(「入札説明書」に定める様式第1号から第6号まで)を添付して、令和2年3月27日(金)午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、入札説明書に示す保険期間とすること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

ア 入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内かつ総合評価の方法によって得られた価格の評価点と障害者雇用の配慮の評価点の合計点（以下「合計点」という。）の高い者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 合計点の高い者が2者以上いる場合は、次のとおり取り扱う。

(7) 合計点が同点の場合は、障害者雇用の配慮の評価点の高い者を落札者とする。

(4) 合計点及び上記(7)の評価点が同点の場合は、入札価格の低い者を落札者とする。

(9) 上記(4)の入札価格が同額の者が2者以上いる場合は、くじ引きにより決定するものとする。

ウ 障害者雇用の配慮の評価点が10点に満たない者は、原則として落札者としなない。

(9) 障害者雇用の配慮の評価点は、次の評価項目により点数を与えるものとする（配点100点）。

ア 価格（80点）

イ 障害者雇用の配慮（20点）

(10) 評価の担保

総合評価に関して提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除及び指名停止等の措置を講じることができるものとする。

なお、契約担当者は、就業計画どおりに障害者を従事させているかを確認するために、業務の完了報告時に、障害者従事報告書を提出させるものとする。

(11) 総合評価に関する審査結果の公表

ア 契約担当者は、落札者決定後、速やかに評価値を公表することとする。

イ 入札者は、審査結果の通知を受け取った日の翌日から起算して5日以内に、自らの価格以外の評価項目ごとの得点について説明を求められることができる。

(12) 誓約書の提出

契約を締結した者は、次のア及びイを県に提出すること。

ア 本件委託業務の契約を締結する場合において、その契約金額が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書

イ 下請契約等及び本件委託業務に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書

(13) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature of the services to be required:

Hyogo Prefectural 1st Building, Annex, 2nd Building, Hyogo Prefectural Building West Wing, other facilities attached to the building, Hyogo Prefectural 3rd Building, Assembly Hall, Hyogo House, Shimoyamate Branch and Disaster Management Center: cleaning and other services

(3) Fulfillment period:

From June 1, 2020 through March 31, 2023

(4) Location:

Hyogo Prefectural 1st Building, Annex, 2nd Building, Hyogo Prefectural Building West Wing, other facilities attached to the building, Hyogo Prefectural 3rd Building, Assembly Hall, Hyogo House, Shimoyamate Branch and Disaster Management Center

(5) Deadline for tender:

11:00 April 24, 2020

The deadline for submitting tenders by mail is 17:00 April 22, 2020

(6) Person to contact concerning the notice:

Mrs. Yamauchi, Property Custody Division, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078) 341-7711 extension 2547



寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

令和2年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 氏名及び住所

平井昭夫	神戸市中央区
三浦徹	神戸市長田区
日野田崇	京都府京田辺市

2 功績内容

兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第1号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第4条第1項の規定により、兵庫県指定重要有形文化財として次のものを指定する。

令和2年3月13日

兵庫県教育委員会

教育長 西上三鶴

種別	文化財の名称	数量	所在地	所有者
重要有形文化財	建造物	3棟	伊丹市宮ノ前3丁目6番地	宗教法人猪名野神社
	帝釈寺本堂	1棟	美方郡香美町香住区下浜599番地	宗教法人帝釈寺
	歴史資料	8輛	養父市大屋町明延朝来市佐囊	養父市朝来市



兵庫県教育委員会告示第2号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第31条第1項の規定により、兵庫県指定史跡名勝天然記念物として次のものを指定する。

令和2年3月13日

兵庫県教育委員会
教育長 西上三鶴

種別	文化財の名称	数量	所在地	所有者 (管理者)	
史跡名勝天然記念物	史跡	妙徳山古墳	744㎡	神崎郡福崎町東田原字妙徳山1891番1	宗教法人神積寺
	史跡	白巢城跡	119,621㎡	洲本市五色町鮎原塔下字琵琶奥1263番1 外	個人 (三野畑町内会)
	史跡	炬口城跡	24,220㎡	洲本市炬口字宮ノ上続97番1 外	個人 (炬口住民会)
	名勝	住吉神社庭園「住之江の庭」	482.65㎡	丹波篠山市川原字木ノ下270番	宗教法人住吉神社
	名勝	護國寺庭園	848.04㎡	南あわじ市賀集八幡732番	宗教法人護國寺
	天然記念物	網引湿原	361,828㎡	加西市網引町1856番9 外	個人 (あびき湿原保存会)



兵庫県教育委員会告示第3号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第19条の2第1項の規定により、令和2年2月12日付けで次のものを文化財登録原簿に登録した。

令和2年3月13日

兵庫県教育委員会
教育長 西上三鶴

種別	文化財の名称	数量	所在地	所有者
登録有形文化財	建造物 泉光寺	3棟	養父市大藪495番地	宗教法人泉光寺（円通堂・鐘楼門） 大藪区（水天宮）